

# 六四区民衆団体の組織とその発展

本会の組織、目的、宗旨、事業の要約は、以下の通りである。本会は、昭和二十年六月一日、地方自治法に基づき、東京都第四区に設立された。本会の目的は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進にある。本会の事業は、(一) 第四区民衆の福利の増進、(二) 地方自治の発展、(三) 社会正義の伸張、(四) 社会福祉の促進である。本会は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。

本会の組織は、会長一人、副会長一人、理事十人、幹事十人、監事三人、及び職員若干名である。本会の会長は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。本会の副会長は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。本会の理事は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。本会の幹事は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。本会の監事は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。本会の職員は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。

本会の事業は、(一) 第四区民衆の福利の増進、(二) 地方自治の発展、(三) 社会正義の伸張、(四) 社会福祉の促進である。本会は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。

六四区民衆団体の組織とその発展

本会 会長 佐々木 健一  
 副会長 佐々木 健一  
 理事 佐々木 健一  
 幹事 佐々木 健一  
 監事 佐々木 健一  
 職員 佐々木 健一

日大 入会費 1000円  
 日大 入会費 1000円

本会の組織、目的、宗旨、事業の要約は、以下の通りである。本会は、昭和二十年六月一日、地方自治法に基づき、東京都第四区に設立された。本会の目的は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進にある。本会の事業は、(一) 第四区民衆の福利の増進、(二) 地方自治の発展、(三) 社会正義の伸張、(四) 社会福祉の促進である。本会は、第四区民衆の福利の増進、地方自治の発展、社会正義の伸張、及び社会福祉の促進に努める。